

よくある質問（FAQ）

島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金

（島根県商工労働部産業振興課）

※「島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」とは別事業ですので、お間違いのないようご注意ください。

【Q1】

過去に「ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」の交付を受けた場合、今回の補助金には申し込めますか？

また、申し込めるならいくら補助が受けられますか？

【A】

過去（令和 7 年 10 月 3 日まで）に申請された方も、改めて申請が可能です。
また、過去に交付を受けた補助額に関わらず、上限 750 万円までの申請が可能です。
なお、令和 8 年 2 月以降の公募分での申請は 1 回限りとなりますのでご注意ください。

【Q2】

過去に本補助事業で A 店舗の空調設備 X を更新しました。過去と同じ設備は補助対象外と聞いていますが、A 店舗に設置している別の空調設備 Y の更新であれば、補助対象となりますか？

【A】

補助対象となりえます。

本補助事業を活用して設置された A 店舗の空調設備 X を、令和 8 年 2 月以降の本補助金で再度更新することは認められませんが、それ以外の設備であれば申請可能です。

【Q3】

導入設備を中古で購入したい。カタログや仕様書もありますが、対象となりますか？

【A】

中古製品ではエネルギー削減効果のエビデンスが作成できない、導入設備の適正な価格がいくらなのか判断できない等の理由から本補助金では補助対象として認めていません。

【Q4】

導入設備はリースやレンタルも対象となりますか？

【A】

財産として取得し、その代金もすべて一括で支払うことが必要ですので、リース、レンタルによるものは対象としていません。

【Q5】

補助事業者の要件について教えてください。

【A】

本補助金の対象者は、エネルギーコスト削減効果が高い設備投資等の導入を行う県内の製造業を営む中小企業者等であり次に掲げる要件（１～６）の全てを満たす者を対象としています。

１．資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社または個人であること

業種	資本金	従業員数（常勤）
製造業、建設業、運輸業	３億円	300人
卸売業	１億円	100人
サービス業	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人

※ 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※ 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

２．県内に主たる事業所を有する中小企業者等のうち、製造業を営む者。但し、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の

全てを占めている中小企業者

※ 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率をもってみなし大企業の規定を適用しません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 交付要綱別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと
4. 島根県税の未納の徴収金がないこと
5. 同一事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けていないこと
6. 令和8年2月以降にものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。

【Q6】

すでに〇〇市の補助金の採択（交付決定）を受けて、省エネ性能向上に関する設備を導入しました。「ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」との併用は可能でしょうか？

【A】

同一事業については、国または県の他の補助金等の交付を受けていないことを要件としており、これらとの併用はできません。

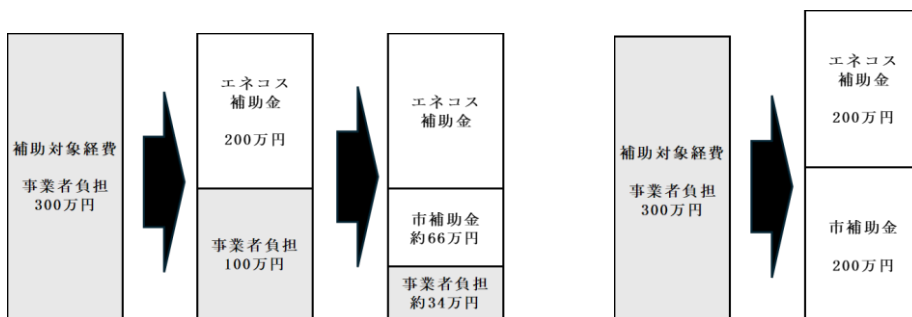
一方、市町村の補助金については併用を制限しておりません。

ただし、同一設備に対して複数の自治体から補助金を受け、その合計額が設備導入費を上回る場合（同額となる場合を含む）など、社会通念上不適切と認められる場合は補助対象外とします。

（例）本補助金で2/3補助を受け、他市町村からも補助（2/3）を受ける場合

【○：適切なイメージ】

【×：不適切なイメージ】



【○：適切なイメージ】

補助対象経費 300 万円に対し、本補助金で 2/3（200 万円）を補助。

残額 100 万円に対して他市町村補助（2/3）を適用し、約 66 万円を補助。

→ 事業者負担：約 34 万円

【×：不適切なイメージ】

補助対象経費 300 万円に対し、本補助金および他市町村補助の双方で、それぞれ満額（各 200 万円）を受給。

→ 補助額合計が設備導入費を上回る（または同額となる）ため不可

併用を検討される場合は、必ず各補助金の担当者へ事前にご相談ください。

【Q7】

遮熱塗装で申請する場合、新增設 or 更新どちらの取扱となりますか？

【A】

エネルギー使用量が削減されるため更新で提出をお願いします。

【Q8】

製造に必要な機器の備品を購入したいが、補助金の対象となりますか？

【A】

以下のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・当該備品が、エネルギーを消費する設備又はその主要構成要素に該当しない場合
- ・設備本体の構造又は仕様の変更を伴わず、独立した備品の更新にとどまる場合
- ・設備本体の性能向上による直接的な効果ではなく、使用資材の変更等に伴う間接的な影響にとどまる場合

【Q9】

LED 導入の際、既存の器具を再利用し、ランプ交換のみ行う場合は補助対象となりますか？

【A】

既存器具を再利用したランプ交換のみの場合、器具とランプの適合性等により本来の性能が十分に発揮されない可能性があるため、原則として補助対象外となります。

【Q10】

補助事業期間内に事業を完了できない場合は、どうしたらよいですか？

【A】

設備の納入が遅れるなどの事情により、補助事業期間内に事業を完了できない見込みとなった場合は、速やかに【お問い合わせ先】までご相談ください。

【お問合せ先】

島根県松江市殿町 1 番地

島根県商工労働部産業振興課 エネコス補助金担当（県庁本庁舎 2 階）

電 話：0852-22-6647

メール：mono-ene@pref.shimane.lg.jp